

事務連絡  
令和3年6月11日

各市町村教育委員会教育長  
各公立小中学校長  
各教育事務所長 } 殿

教育庁義務教育課学力向上推進室

臨時休校時における児童生徒の外出について（依頼）

みだしのことについて、別添のとおり令和3年6月11日付け事務連絡にて、県立学校長宛てに、臨時休校時における児童生徒の外出についての通知が行われたところです。

については、市町村教育委員会及び市町村立小中学校においても、関係機関と連携の上、学校や地域の実情を踏まえ、臨時休校時における児童生徒の外出について、適切に御対応いただきますようよろしくお願いいたします。

また、教育事務所においては、市町村教育委員会及び市町村立小中学校への助言等をお願いいたします。

記

（県立学校への事務連絡内容）

- 児童生徒が、通常の就業時間（平日の日中）に複数で外出している状況が散見され、県民から懸念の声が多数寄せられている。
- 各学校において、学校ホームページやメール、オンライン等を活用して、不要不急の外出を慎むよう、再度、児童生徒及び保護者に対し周知をお願いしていただきたい。

<この件の担当>

教育庁義務教育課学力向上推進室

TEL:098(866)2741 FAX:098(866)2750



事 務 連 絡

令和3年6月11日

県立学校長 殿

県教育庁県立学校教育課

臨時休校時における児童生徒の外出について

県立学校においては6月7日から6月20日の期間、原則、臨時休業となっておりますが、新型コロナウイルス感染拡大は、未だ収束の見通しが立たない状況にあります。

そのような中、児童生徒が通常の就業時間に複数で外出している状況が散見され、県民から懸念の声が多数寄せられております。

については、学校ホームページやオンライン等を活用し、不要不急の外出を慎むよう、児童生徒並びに保護者に対し、再度周知をお願いいたします。

【本件担当】

教育庁県立学校教育課

産業教育班 山城 篤

TEL :098-866-2715

e-mail:yamashat@pref.okinawa.lg.jp